

承認第6号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専決処分第7号

専 決 処 分 書

幕別町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年9月24日

幕別町長 飯田 晴義

幕別町税条例等の一部を改正する条例

（幕別町税条例の一部改正）

第1条 幕別町税条例（昭和30年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 天災その他の災害により特に著しい被害を受けた者

附則に次の2条を加える。

（平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する町民税の減免の特例）

第28条 町長は、町民税の納税義務者のうち、その者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。）が居住する住宅につき、平成28年台風7号及び台風10号による災害（以下この条及び次条において「災害」という。）により受けた損害の程度（町長が発行するり

災証明書により証明を受けた被害の程度をいう。以下この条及び次条において同じ。)が半壊以上であるもので、平成27年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対して、当該納税義務者に対して課する平成28年度分の町民税の税額の4分の3の額について、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た相当額を当該町民税額から減免する。

合計所得金額	減免の割合	
	半壊及び大規模半壊(住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満)	全壊(住宅の損害の程度が10分の5以上)
500万円以下であるとき	2分の1	全部
500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

- 2 前項の規定により、町民税の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、第51条第2項の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。
- 3 町長は、町民税を減免すべき事由があることが明らかで、かつ申請をすることができない特別な事情があると認めるときは、申請によらず、職権により町民税を減免することができる。
- 4 第1項の規定により、町民税の減免を受けた者は、第51条第3項の規定は適用しない。

(平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する固定資産税の減免の特例)

第29条 町長は、固定資産税の納税義務者のうち、その所有する家屋につき災害により損害を受けた者に対して、当該損害を受けた家屋に対して課する平成28年度

分の固定資産税のうち災害による被害を受けた日以後に納期の末日が到来する税額について、次の表の左欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、当該税額にそれぞれ当該右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た相当額を減免する。

損害の程度	減免の割合
全壊（家屋の10分の5以上の価格を減じた場合）	全部
大規模半壊（家屋の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合）	10分の8
半壊（家屋の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合）	10分の6

2 町長は、固定資産税の納税義務者のうち、その所有する償却資産につき災害により損害を受けた者に対して、当該損害を受けた償却資産に対して課する平成28年度分の固定資産税のうち災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の左欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、当該税額にそれぞれ当該右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た相当額を減免する。

損害の程度	減免の割合
所有する全ての償却資産の価格の10分の5以上の価格を減じた場合	全部
所有する全ての償却資産の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合	10分の8
所有する全ての償却資産の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合	10分の6

3 前2項の規定により、固定資産税の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、第71条第2項の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。

4 町長は、固定資産税を減免すべき事由があることが明らかで、かつ申請をすることができない特別な事情があると認めるときは、申請によらず、職権により固定資産税を減免することができる。

5 第1項又は第2項の規定により、固定資産税の減免を受けた者は、第71条第3項の規定は適用しない。

（幕別町国民健康保険税条例の一部改正）

第2条 幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する国民健康保険税の減免の特例)

- 23 町長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、その者が居住する住宅につき平成28年台風7号及び台風10号による災害（以下この項において「災害」という。）により受けた損害の程度が半壊以上であるもので、当該納税義務者である世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した地方税法第292条第1項第13号に規定する平成27年中の合計所得金額の合算額（以下この項において「合計所得金額の合算額」という。）が1,000万円以下であるものに対して、当該納税義務者に対して課する国民健康保険税のうち災害による被害を受けた日の属する月から起算して1年経過するまでの税額について、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の合算額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た相当額を当該国民健康保険税額から減免する。

合計所得金額の合算額	減免の割合	
	半壊及び大規模半壊（住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満）	全壊（住宅の損害の程度が10分の5以上）
500万円以下であるとき	2分の1	全部
500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

- 24 前項の規定により、国民健康保険税の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、第29条第3項の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。

- 25 町長は、国民健康保険税を減免すべき事由があることが明らかで、かつ申請をすることができない特別な事情があると認めるときは、申請によらず、職権により国民健康保険税を減免することができる。

- 26 附則第23項の規定により、国民健康保険税の減免を受けた者は、第29条第4項の規定は適用しない。

(幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を

附則第17項とし、附則中第21項を第18項とし、第22項を削る改正規定中「第22項を削る」を「第22項を削り、第23項を第19項とし、第24項を第20項とし、第25項を第21項とする」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第26項中「附則第23項」を「附則第19項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第1項第2号中「及び附則第22項を削る改正規定」を「、附則第22項を削る改正規定、附則第23項を附則第19項とする改正規定、附則第24項を附則第20項とする改正規定、附則第25項を附則第21項とする改正規定、附則第26項の改正規定及び同項を附則第22項とする改正規定」に改める。

(幕別町総合介護条例の一部改正)

第4条 幕別町総合介護条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する保険料の減免の特例)

第17条 町長は、保険料の納付義務者(第1号被保険者又は連帯納付義務者をいう。

以下この条において同じ。)のうち、その者が居住する住宅につき平成28年台風7号及び台風10号による災害(以下この条において「災害」という。)により受けた損害の程度が半壊以上であるもので、当該第1号被保険者に係る地方税法第292条第1項第13号に規定する平成27年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対して、当該納付義務者に対して課する保険料のうち災害による被害を受けた日の属する月から起算して1年経過するまでの保険料額について、次の表の左欄に掲げる第1号被保険者の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た相当額を当該保険料額から減免する。

第1号被保険者の 合計所得金額	減免の割合	
	半壊及び大規模半壊(住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満)	全壊(住宅の損害の程度が10分の5以上)
500万円以下であるとき	2分の1	全部
500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、第12条第2項の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。

3 町長は、保険料を減免すべき事由があることが明らかで、かつ申請をすること

ができない特別な事情があると認めるときは、申請によらず、職権により保険料を減免することができる。

- 4 第1項の規定により、保険料の減免を受けた者は、第12条第3項の規定は適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年8月17日から適用する。